



臨床法学演習

第 2 次募集要項



【目次】

1. 募集について	1 頁
2. 募集に関する注意事項	2 頁
3. 選考方法	3 頁
4. ゼミ内容	4 頁
➤ 伊藤 幸生 先生	4 頁

1. 募集について

【募集スケジュール】

第 1 次 募 集	
終了しました。	

第 2 次 募 集	
応 募 期 間	3月27日（月）12時 ～ 4月4日（火）12時50分
選 考 期 間	4月5日（水） ～ 4月6日（木）
合 否 発 表	4月7日（金）20:00 予定／K-SMAPYⅡにて

【応募方法】

K-SMAPYⅡ より

※ログイン後、上部バナー「アンケート」より応募してください。

[【目次に戻る】](#)

2. 募集に関する注意事項

※「臨床学演習」については、通常の「演習」（法律専攻）・「応用演習」（法律専門職専攻）と併せて履修することが可能です。

また、「臨床法学演習」は、通年科目ではなく半期科目になります。

（前期・後期それぞれ開講しています。）

今回は、2023年前期開講の「臨床法学演習」の募集となります。

- （ア）上記の募集期間に必ず応募してください。応募期間外の応募は認められません。
- （イ）K-SMAPYⅡからの応募がなく、面接を受ける、または課題の提出だけをしているケースがありましたので、必ずK-SMAPYⅡから応募も行ってください。
- （ウ）担当教員によって選考方法（面接・レポート・テストなど）は異なりますので、「選考方法」で必ず内容を確認の上、応募するようにして下さい。
- （エ）提出期限を超えたりレポートの提出は認められませんが、面接時間への遅刻・面接の欠席に関する取り次ぎはいたしません。
- （オ）「臨床法学演習」は、題目・テーマが異なれば同一年度に4単位（2科目）まで履修することができますが、各半期において履修できるのは、2単位（1科目）までとなります。
- （カ）選考に合格後、他の教員への変更・科目取り消しはできません。
- （キ）各教員の連絡先は個人情報のため、お教えできません。
- （ク）「臨床法学演習」応募に関する問い合わせ先は以下のとおりです。

【問い合わせ先】

教務課	① 10時～12時40分 ②13時40分～17時00分
-----	-----------------------------

※月曜日～金曜日で受け付けます。

※土・日曜日・祝日は学年暦に準じ、授業実施日に限り開室いたします。

[【目次に戻る】](#)

3. 選考方法

希望する教員の選考方法を確認してください。

例年、レポートの提出期限や面接日時を間違えているケースがありますので、ご注意ください。

教員名	選考方法	提出方法・レポート締切日時		レポート内容	備考
		面接日時		面接教室	
伊藤 幸生	レポート	提出方法	アンケート画面で回答	志望動機及びこの科目に期待すること	(書式) 自由 (字数) 400字程度
		締切日時	4月4日(火) 12時50分まで		

[【目次に戻る】](#)

[【目次に戻る】](#)

教員名	伊藤 幸生
科目名	臨床法学演習(民事法律相談の実際)
演習テーマ	臨床法学演習(民事法律相談の実際)
演習内容	民事紛争の勝敗は、一体どのようにして決まるのでしょうか。 何かを請求しようとする側は、何を請求したいのか、そしてその請求をするためにはどのような主張と立証をすれば良いのかを考えなければいけません。 一方、請求される側も、相手方の請求をどのように退ければいいか、そのためにはどのような主張と立証をすれば良いのかを考えなければいけません。 このように、民事紛争は、請求する側と請求される側がそれぞれ攻撃防御を行い、その結果で勝敗が決まる「試合」、あるいは「ゲーム」に例えることができます。 では、この民事紛争という「ゲーム」に勝つには、どのような攻撃、または防御をすればいいのでしょうか。 民事訴訟での勝敗を決める判断構造について、「要件事実論」と呼ばれる考え方があります。弁護士や裁判官は、民事紛争が訴訟となった場合、この要件事実論に基づいて、その紛争に適した法律論を組み立て、戦い、勝敗を判断しています。要件事実論は、法律の条文を、現実の紛争の中で使って戦うためのメソッドとも言えるかもしれません。 本講では、要件事実論の基本構造について、具体的な事例を題材にして、請求する側と請求される側がどのような攻撃防御を行ったらいのかを皆さんと検討することで理解することを目指します。
教科書	六法（簡易なもので可）
参考文献	
応募条件	
備考	